

# 検察修習の現状と展望

## 検 察 教 官 室

### 第1 はじめに

検察修習の現状と展望については、司法研修所論集創立四十周年記念特集号においても、当教官室としての分析を掲載したところであるが、その当時と現在とでは、司法修習生を含む法曹養成制度全体の枠組みやその周囲の状況に、大きな変化が見られる。それは、社会の複雑化、高度化、国際化等の進展に伴う国民の法的ニーズ及び法曹に対する社会的要請の高まり、司法試験合格者数の拡大による司法修習生の大幅な増加、並びに、司法研修所の移転とその物的・人的設備の拡充などであって、その変化は、相互に関連し合いながら現在もなお進行過程にあるといえよう。

司法研修所及び各実務修習地において司法修習生の修習を委託された地方検察庁（以下、「実務修習庁」という。）における検察修習の在り方については、従来から、長年の実践と検証に基づいて定着してきた方法を基本としつつも、司法修習生指導担当者協議会における協議等を通じて、その内容を更に充実させるべく努力が続けられてきた。その意味では、過去においても、検察修習は決して不変のものではなかったのであるが、その変化は、あくまでも一定の枠組みの中での運用上の改善に過ぎなかった。しかし、近い将来、法曹養成制度改革の一環として、検察修習についても抜本的な改革を行う必要性が出てくることは、明らかである（法曹養成制度の抜本的改革の必要性及び将来の方向性については、平成7年11月13日付け法曹養成制度等改革協議会意見書に示されている。）。現在は、戦後の法曹養成制度の安定期ともいうべきものの、昨今の諸情勢にかんがみ、一定程度その社会的使命を果たすには、法曹養成制度の更なる充実が必要であると思われる。

そこで、以上の現状認識の上に立って、現時点（平成8年度末現在）にお

いて、過去10年を振り返りながら、改めて検察修習の現状を概観し、今後の課題を明らかにして将来を展望することとしたい。本稿が、検察修習を含む法曹養成制度の抜本的改革及び改革後の新たな検察修習制度の運用に際して、少しでも参考になれば幸いである。

## 第2 検察修習の現状

2年間の司法修習期間中の検察修習は、司法研修所における検察修習と、全国各地の実務修習庁における検察実務修習の二つに大きく分けられ、前者は、更に前期修習と後期修習とに分けられる。以下、司法研修所における前・後期の検察修習を中心に、検察修習の現状について述べる。

なお、過去10年間（年度では、昭和62年度から平成8年度までの間。司法修習の期別では、前期は第41期から第50期までの間で、後期は第40期から第49期までの間）の、司法研修所における検察関係の主要カリキュラムの実施状況及びその変遷状況については、別表に示したとおりである（なお、司法修習の期別と年度との対応関係については、同表中に示しているので、本文中では、特に必要な場合を除いて年度は示さず、期別のみを示すことにする。）。

### 1 司法研修所検察教官室の概要

平成8年度現在、司法研修所における修習の中で検察科目を担当する検察教官は12名で、いずれも任官後10数年ないし20数年の検事の中から選任されている。司法修習生は、約60名ずつ12クラスに編成されており、各検察教官は、それぞれ担当クラスを持っている。なお、第46期から、1クラス当たりの司法修習生の数がそれまでの約50名から約60名に増加し、更に第48期からは、クラス数が10から12に増加したことに伴い検察教官も10名から12名に増員された。

司法研修所検察教官室は、この12名の検察教官及び検察所付1名（検察教官の事務補助の担当者として平成4年度から配置され、任官後7年程度の検事の中から選任されている。）の計13名によって構成されている。

## 2 司法研修所における前期修習

司法研修所における前期修習の期間は、近年は、おおむね4月10日ころから7月20日ころまでの3か月余りであるが、この間の検察修習は、検察実務に関する基本的知識を修得させるとともに、実務に即した理論についての研究を指導することを指導目標としている（平成8年3月25日付け司研企第122号（組い-2）指導要綱第2章第2節第1の1。以下、同指導要綱からの引用については、単に「指導要綱第2章第2節第1の1」のように示す。）。

この間の検察科目は、2時間を1単位として、第49期以降は、合計24.5単位である。この検察科目の総単位数については、司法研修所の全体の単位数との関係で変動があり、過去10年についてこれを見るに、第41期から第47期までは22単位、第48期は25.5単位となっている。

その中での各種指導方法についての単位配分は、第50期の場合、講義（5回）5単位、起案及び講評（各2回）10単位（起案6単位、講評4単位）、問題研究（1回）4単位（起案2単位、討論1単位、講評1単位）、事例研究（1回）4.5単位（起案2.5単位、討論1単位、講評1単位）、検察講演（1回）1単位となっている。また、検察教官室が担当しているカリキュラムとして、ほかにセミナーと刑務所見学がある（そのほか、検察教官室は、交互尋問の研究（前期）及び刑事模擬裁判（後期）にも関与しているが、これらは、刑事裁判、検察及び刑事弁護の刑事関係科目の共通カリキュラムとして実施されるという特殊な性格を有するものなので、本稿では論述の対象とはしない。）。

なお、単位配分については、検察教官室に委ねられており、別表に示したとおり、年度によって若干の変動がある。

以下、別表に示した過去10年間の実施状況の変遷を踏まえつつ、第50期前期の実施結果を中心に、各指導方法の内容を簡単に説明する。

### (1) 講義

講義は、検察講義案（3年に1回改訂）を教材として、検察制度の沿

革、検察の機構、検察事務等について概括的説明を行い、検察全般にわたる知識を修得させた上、修習記録等を併用しながら、刑事手続（捜査、事件処理、公判等）及び刑事手続以外の分野における検察官の活動等につき具体的に解説し、その中で、基本的人権の擁護に努めつつ社会正義を実現し、我が国社会の安全と公正を守るという検察官の重要な役割を理解させる指導方法である（指導要綱第2章第2節第1の2(1)）。

講義の回数及び単位数は、過去10年間、5回、5単位のままで、増減はない（なお、総単位数が前年度より3.5単位増加した第48期においては、教官による講義を補充するものとして、現職検事による実務家講義が新たに実施されたが、第49期において、総単位数が1単位減少したこともあって、その後は実施されていない。）。

講義については、従来、共通の教材を使用しつつも、各担当教官が、各自の検察官としての経歴や個性を生かし、それまでに取り扱った事件の捜査・公判の経験談等を適宜折り込みながら、具体的に分かりやすく講義することに重点が置かれていたもので、それによって講義を実務に即した迫力あるものとするに役立っていたと思われる。そして、現在も、このような基本的立場は維持されている。しかし、諸情勢の変化に伴い、各クラスの公平等の観点から、司法修習生全体に一定の範囲で共通した内容の講義をすることの必要性も生じてきた。そこで、司法修習生が約500名から約600名に増員された第46期前期から、講義の一層の充実のため、検察教官室の内部資料として講義の骨子（全教官が共通して講義の内容に盛り込む事項）を定めるようになり、それが年々改訂・充実されて現在に至っている。

第50期については、具体的には、平成6年版検察講義案を教材として使用し、おおむね、第1章「検察機構」1単位、第2章「捜査」2単位、第3章「事件の処理」1単位、第4章「第一審公判手続」1単位の割合で時間を配分して、その中では次の9項目に重点を置いて、講義を実施した。

- ア 我が国の検察制度の特色、とりわけ刑事司法の運営において検察官の果たす役割の重要性について
- イ 検察権行使の重点及び検察官独自捜査の在り方について
- ウ 検察官同一体の原則及び検察の運営について
- エ 実体的真実発見の必要と被疑者及び被告人の人権保障との調和について
- オ 任意捜査及び強制捜査の手續並びに運用について
- カ 証拠の評価力と事実認定力の養成について
- キ 事件処理の手續、態様及び基準について
- ク 公判準備について
- ケ 公判手續、特に冒頭陳述、証人尋問及び論告などについて

なお、最終の講義においては、実務修習への橋渡しという観点から、実務修習の概要の説明及び実務修習に臨む心構えなどについても、講義を行った。

また、現代の発達した情報化社会の下で、テレビ等の映像情報になじんだ司法修習生に対応するための新たな試みとして、近年、検察教官室も協力して法務省が作成したビデオを、通常の方法による講義、すなわち、教官による口頭説明及び重要な点についての板書等による講義を補充する教材として使用している。具体的には、第47期からは「検察 捜査と公判」と題する60分ビデオを、第48期からはそれに加えて「検察の独自捜査」と題する40分ビデオを、それぞれ講義中に上映した上で、教官が補充説明を行うなどして、講義の内容に対する理解を一層深めさせるよう努めている。

## (2) 起案及び講評

起案は、事実の認定、法律の適用について基本的な問題点を含み、しかも検察実務上取り扱うことの多い事件に関する修習記録（実際の事件の捜査記録を適宜修正した教材用の記録であり、当該記録中に現れた事実のみを前提として事件処理についての判断ができるように作成されて

いる。)を使用し、起訴状(求刑票を含む。)又は不起訴裁定書を作成させるとともに、当該事件の処分に際し、事実の認定、法律の適用及び情状に関して考慮した問題点とその結論及び思考過程を記載した書面を作成させる指導方法であり、起案後の講評においては、証拠の収集、証拠に基づく事実認定及び法律適用の各手法を修得させるとともに、事案に対する適正妥当な判断力をかん養させ、かつ、起訴便宜主義の刑事政策的意義を理解させるように指導している(指導要綱第2章第2節2(2)参照)。

起案には、自宅において各種文献等により判例・学説等を自由に調査させて行わせる自宅起案と、司法研修所において六法全書及び検察講義案のみの参照を許して行わせる即日起案とがある。起案の回数を過去10年間について見ると、第41期から第47期までは3回(自宅起案2回、即日起案1回。第42期までは計11単位、その後は計12単位)であったが、第48期以降は、2回(自宅起案、即日起案各1回。計10単位)となっている。

担当教官は、各司法修習生の起案に添削を施すなどして個別に指導するほか、前記のとおり、起案の結果を踏まえて、クラス全員に対する起案講評を行っている。

なお、起案の添削や講評については、かねてから、その客観化を図るために、全教官が、当該修習記録に含まれる問題点等について合議し、実務的な観点から最も適正・妥当と認められる結論を出し、司法修習生に紹介する判例・参考文献等を決定するなどした上で、各教官が、合議の結果に沿って添削及び講評を行っている。しかし、中には、教官によって若干見解を異にする問題点もないわけではなく、そのような場合は、あえて画一化はせず、司法修習生に対して異なった考え方があり得ることを示すなどして柔軟に対応している。

起案講評の方法は、基本的には講義と同様である。すなわち、検察講義案を教材とし、教官による口頭説明や重要部分についての板書等によ

って行っている。また、参考資料として、当該修習記録に関する「公訴事実の骨子」を配布している。それ以外の具体的方法については、各修習記録の特色等に応じ、基本的には各教官に委ねられている。通常は、各教官において、自ら実務上直接・間接に経験した類似事件の捜査・処理例について適宜紹介するなどしている。また、教官が一方的に解説するだけでなく、問題点について司法修習生にその見解を口頭で発表させたり、異なった見解を持つ者の間で討論をさせるなどした上で、教官が解説を加えることもある。

起案及び講評に当たって、特に重視しているのは、証拠の適正な評価及びこれに基づく適切な事実認定である。司法修習生は、大学等における勉強の過程で、法律解釈論については相当程度習熟しているが、実務家にとって必要な証拠の評価や事実認定能力については不十分な者が多い。したがって、この能力を向上させるための指導方法として、現在の司法研修所における起案及び講評が最も有効であることについては、おそらく異論はないであろう。

第50期については、具体的には、次のような起案を実施した。

ア 第1回起案（自宅起案3単位、講評2単位、計5単位）

修習記録の内容は、暴力団組員の被疑者2名による、けん銃を使用した対立暴力団事務所に対する襲撃事件（殺人未遂等被疑事件）であり、犯人性並びに殺意及び共謀の認定等が問題となるものであった。

イ 第2回起案（即日起案3単位、講評2単位、計5単位）

修習記録の内容は、ビル内の店舗における連続放火事件（建造物等以外放火被疑事件）であり、犯人性及び現住建造物等放火罪の成否等が問題となるものであった。

### (3) 問題研究

問題研究は、修習記録、設例等を教材として使用し、実体法上及び訴訟法上の諸問題について研究させた上、討論及び講評を行うなどの方法により、問題点の把握及び考え方について指導する指導方法である（指

導要綱第2章第2節第1の1の(3)。

問題研究については、過去10年間に、その実施方法や単位数に若干の変遷が見られる。例えば、第41期から第48期までは、問題研究をA・Bの2つに分け、2回にわたり書面を作成・提出させた上で、それぞれ講評を行っていたが(第47期までは計4単位、第48期は計4.5単位)、第49期以降は、書面の作成・提出を1回とし、討論及び講評を各1回(第49期では計4.5単位、第50期では計4単位)実施するようになった。しかし、設例(前提となる事実関係を設定した事例)形式による出題に対し、司法修習生に結論、思考過程等を記載した書面を即日起案方式で作成・提出させ、各教官が各クラスで討論を併用しつつ講評することにより、檢察実務において遭遇しがちな実体法上及び訴訟法上の諸問題(檢察官として捜査・指揮すべき事項等の実務的問題を含む。)を研究させるという点では一貫している。

なお、討論については、起案後早い時期に少人数で行うことがより効果的であるため、講評と別枠で実施するようになった第49期以降は、起案の翌日又は翌々日に、1クラスを半数ずつに分けてそれぞれ別個にこれを実施している(これが可能となったのは、第48期前期開始時から、司法研修所が、和光市内に移転し、各クラスにそれぞれ大教室と中教室が併設されたことによる)。

第50期については、具体的には、実体法上の問題として、贈収賄罪の成否に関する設例、訴訟法上の問題として、職務質問、逮捕及び押収等の手続の適法性に関する設例を使用して問題研究を実施した。

#### (4) 事例研究

事例研究は、問題研究に類似する指導方法であるが、過去10年間において、その実施状況にかなりの変遷が見られる。すなわち、第40期(昭和61年度)当時は、主として、事件の捜査方針や捜査方法等を研究させるものとされ、檢察官が警察から特定の身柄事件の送致を受けたとして、その後いかなる捜査を行うべきか、また、どの程度までの証拠収集がで



きたら起訴できるかなどを検討させるのが通例であった。当時は、検察教官室が、実際の事件を基に、身柄事件の送致記録の基本的な内容を示して出題し、司法修習生に書面で回答させ、各教官が各クラスで研究討論をさせて講評していた（単位数は1であった）。同様の事例研究は、その後、第42期までは実施されていたが、第43期から第47期までの間は実施されなかった。

そして、第48期以降、前記のとおり起案の回数が3回から2回に減少すると同時に再び実施されるようになったが、それ以後の事例研究は、性格が若干変更され、修習記録を使用し、当該事件の処分並びに事実認定上及び法令適用上の問題点を検討させた上、その結果を記載した書面を即日起案方式で作成・提出させ、討論及び講評を行うという、起案に類似したものとなっている（それに伴って、単位数も4に増加した）。ただし、起訴状や不起訴裁定書を作成させていない点及び講評とは別枠として討論（その実施方法は第49期以降の事例研究と同じである。）を実施している点で、起案とは異なっている。この方法による事例研究には、極めて実務的かつ技術的な要素を含み、司法修習生にとっては相当程度時間を要する起訴状等の作成を免除することにより、限られた単位数の中で、事実認定、問題点の把握・検討・論述等の能力に関する指導に焦点を合わせることが可能となるという利点がある。

第50期については、具体的には、暴力団組員の被疑者2名による恐喝被疑事件についての修習記録を使用して事例研究を実施した。

#### (5) 講演

講演は、講義に類似するものとして実施されているものであるが、過去10年間、実施方法や単位数に変動はない。毎回、法務・検察の枢要な地位にある検事を講師として招き、大講堂において、司法修習生全員を対象として実施している。主題は、刑事司法の現状及び課題、検察官の在り方及び役割等に関するものが多く、いずれも、大局的見地から、かつ、抽象論にとどまることなく各講師の豊富な実務経験に基づいた講演

がなされている。

具体的には、第49期については法務大臣官房長原田明夫氏による「現代社会における法律家の役割」と題する講演が、第50期については最高検察庁刑事部長松田昇氏による「検察官としての捜査の在り方」と題する講演が、それぞれ実施された。

#### (6) 検察教官室担当セミナー

セミナーは、司法修習生に実務に関する幅広い知識を修得させるために行うものであり(指導要綱第3章第2参照)、そのうち、検察教官室が担当するセミナーには、刑事訴訟法セミナー及びその他のセミナーの2種類がある。

##### ア 刑事訴訟法セミナー

刑事訴訟法セミナーは、司法試験における受験科目として刑事訴訟法を選択しなかった司法修習生が必須科目として受講するものであり(刑事訴訟法選択者も任意に受講することはできる。)、刑事訴訟法に関する知識が乏しい司法修習生に対する補講的性格を有するものである。

刑事訴訟法セミナーの単位数及び実施方法についても、過去10年間に変遷がある。すなわち、第41期から第47期までは、6単位(6回)とされ、刑事裁判教官室及び検察教官室において3単位ずつ分担して実施していたところ、第48期以降は、8単位(8回)に増加し、また、刑事裁判教官室が4単位、検察教官室が3単位、刑事弁護教官室が1単位を分担して実施するようになったものである。

検察教官室としては、各教官が各担当クラスの受講生に対し、捜査関係、特に、逮捕・勾留、押収・搜索等に関する手続を中心に、実務的な観点から、講義方式(教材用に簡略化した送致記録や各種手続関係書類等を使用している。)により、刑事訴訟法セミナーを実施している。

##### イ その他のセミナー

刑事訴訟法以外の検察教官室担当のセミナーは、いずれも司法修習生による選択必須科目(一定の単位数の受講が義務づけられているが、科目の選択は時間帯が重ならない限り自由とされるもの)であるが、その実施内容等につき、過去10年間において大きな変遷があり、次第に充実したものになっている。すなわち、まず、第41期から第45期までは、大学教授による「法医学」(2単位)及び「裁判医学」(1単位)のセミナーをいずれも実施し、実務家(検事)による「ホワイトカラークライム」、「刑事政策一世相と犯罪」及び「経済関係法」(各1単位)と題するセミナーのうち2つを各期において適宜実施していただけであった。しかし、司法修習生に、より一層実務に即した幅広い専門的知識を修得させるという観点等から、第46期において、いずれも実務関係者を講師とする「租税実務」、「租税事件の捜査処理」、「会社犯罪」、「強行犯罪の捜査処理」、「独禁法を巡る諸問題」、「証券犯罪の捜査処理」及び「犯罪の国際化の諸問題」と題する七つの新たなセミナー(各1単位)を設け、従来同様実施した「法医学」と合わせて、セミナーは、8科目・9単位数に増加した。その後、個々のセミナーの主題や単位数については各年度によって若干の変遷はあるものの、セミナーの充実という基本的方針は維持されて現在に至っている。

第50期については、具体的には次の各セミナーを実施した。

なお、単位数は法医学が2単位であるほかは、いずれも1単位であり、実施回数は単位数と一致する。また、かつこ内は受講者数である。

(ア) 法医学 (202名)

講師 帝京大学医学部教授 石山 昱夫氏

(イ) 租税事件をめぐる諸問題 (222名)

講師 東京国税局査察部長 岡本 榮一氏

(ウ) 現代の法務検察の役割と使命 (88名)

講師 法務大臣官房参事官 太田 茂氏

(エ) 企業犯罪をめぐる諸問題 (270名)

講師 東京地方検察庁特別公判部検事 川崎和彦氏  
(オ) 強行犯罪の捜査処理 (193名)

講師 東京地方検察庁特別捜査部副部長検事 (前本部係検事)  
伊藤鉄男氏

(カ) 独禁法をめぐる諸問題 (142名)

講師 公正取引委員会審査部付検事 山上秀明氏

(キ) 刑事司法における国際協力について (31名)

講師 アジア極東犯罪防止研修所次長 北田幹直氏

(ク) 訟務事件について (37名)

講師 法務省訟務局参事官 今村隆氏

#### (7) 刑務所見学

刑務所見学は、セミナーと同様、司法修習生に実務に関する幅広い知識を修得させるために行うものであり(指導要綱第3章第2参照)、司法研修所におけるカリキュラム上は一般科目として位置づけられるものであるが、従来から、主として検察教官が引率して実施しており、矯正施設の現況、矯正処遇上の諸問題についての理解を深めさせている。

第50期においては、男性司法修習生は、クラスごとに分かれて、府中、横浜、千葉、市原、川越少年又は八王子医療の各刑務所を見学し、女性司法修習生は、これとは別に、栃木刑務所又は愛光女子学園(少年院)を見学した。

### 3 実務修習庁における検察実務修習

実務修習庁における検察実務修習の期間は、1年4か月間の実務修習期間のうちの4か月間である。実務修習庁の数は、従前は、37庁であったが、司法修習生の増員に伴い、第46期から44庁に増加し、第48期以降は50庁すべての検察庁に司法修習生が配属され、検察実務修習が実施されるようになった。

検察実務修習は、司法研修所における前期修習を基礎として、検察庁における検察実務の实体を体得させて検察に対する理解を深めさせるとも

に、実際の事件の捜査・処理及び公判活動を通じ検察官として必要な心構えを体得させることを指導目標としており（指導要綱第2章第2節第2の1）、一般的な指導の範囲及び方針としては、性質上司法研修所で行い難いもの、すなわち、実際の事件の捜査・処理、公判立会、その他の検察事務等について、検察官として必要な理解を得させることを主眼とし、その際、単なる技術的指導にとどまらず、検察官として必要な心構えを体得させることを心掛けるものとされている（指導要綱第2章第2節第2の3(1)）。

各実務修習庁は、指導担当検察官を定め、一定の指導計画の下に、司法修習生の指導に当たっているが、各実務修習庁の実情に応じて、指導担当検察官以外の検察官も指導担当検察官との連携の下に適宜指導に関与している（指導要綱第2章第2節第2の2）。指導担当検察官の数や指導計画については、各庁の規模やそれに応じた司法修習生の配属数（第50期の場合、3名ないし150名である。）等の実情に応じて定められている。

以下、捜査修習、公判修習、その他の修習に分けて、検察実務修習の具体的な指導の範囲及び方針等について、ごく簡単に説明する。

#### (1) 捜査修習

捜査修習は、検察実務修習の中心的分野であって、捜査中の事件について、原則として当該事件の主任検察官の監督・指導の下に実施されている。捜査修習においては、刑法犯を主とし、なるべく各種罪名にわたる在宅事件及び身柄事件を処理させることに配慮し、その際、検視、検証、実況見分、搜索、差押え、取調べ等の要領を体得させながら、事件処理の手法を指導している。すなわち、捜査修習には、事件の捜査についての修習だけでなく、事件の処理についての修習も含まれる。そして、事件の捜査については、取調技術、主要犯罪捜査の要領、証拠収集方法、捜査書類作成の要領を中心に指導しており、事件の処理については、事件の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、起訴・不起訴処分決定の基準の体得、事件報告の要領等を重点として指導し、検察官として必要である迅速な決断力と円満妥当な判断力等を養成体得させることを

主眼としている。

司法修習生の捜査修習における事件処理の件数は、各実務修習庁の実情及び各司法修習生の意欲・能力等によって左右されるが、近年は、司法修習生1人当たりおおむね10件前後というのが平均的なところである。

## (2) 公判修習

公判修習は、各実務修習庁の実情に応じて、捜査修習とは期間を区別して実施する場合と期間を区別せず適宜実施する場合とがある（後者の場合は、司法修習生が、自ら捜査修習をした事件について、引き続き公判修習も行うことが多い。）が、いずれにせよ、公判継続中の事件について、当該事件の担当検察官の監督・指導の下に、実施されている。公判修習においては、検察官として公判に臨む心構え、態度等について理解させた上、提出証拠の整理、証拠等関係カードの作成、冒頭陳述書の起案、論告要旨の起案等をさせ、あるいは、証人尋問技術について指導し、もって公判立会の要領を修得させるとともに、これを通じて検察官の公判における活動の重要性を認識させている。

## (3) その他の修習

以上の捜査修習、公判修習のほか、検察機構全体の有機的活動の実体を理解させるため、各実務修習庁の実情に応じて、かつ、その特色を生かして、講義、研究会、見学等が適宜実施されている。

## 4 司法研修所における後期修習

司法研修所における後期修習の期間は、近年は、おおむね11月末から翌年4月初旬までの約4か月であるが、実際には、いわゆる二回試験の関係で、事実上2月20日ころに後期修習のカリキュラムが終了している（実質的な後期修習期間は3か月弱である。）。この間の検察修習は、検察実務に関する総合的指導を行い、その最後の仕上げを期することを指導目標としている（指導要綱第2章第2節第3の1）。

この間の検察科目は、前期と同じく2時間を1単位として、第47期以降は、合計20単位である（総単位数については前期と同様変遷があり、過去

10年についてこれを見るに、第40期から第42期までは18単位、第43期から第46期までは17単位であった。)

その中での単位配分は、総単位数が20単位となった第47期以降は同じであり、講義(1回)1単位、起案及び講評(3回)15単位(起案9単位、講評6単位)、問題研究(1回)2単位(起案1単位、講評1単位)、事例研究(2回)2単位となっている。このほかに、検察教官室が担当しているカリキュラムとしてセミナーがある。

各指導方法の実施内容は、おおむね前期修習の場合と同様であるが、使用する修習記録等については、前期修習及び実務修習の成果を勘案しつつ、検察修習の総仕上げにふさわしいものを選んでいく。

以下、過去10年間の変遷を踏まえつつ、第49期後期の実施結果を中心に、かつ、前期修習と異なる部分に重点を置いて、その内容を簡単に説明する。

#### (1) 講義

後期の講義の回数及び単位数は、過去10年間、1回、1単位のままで、増減はない。

後期の講義では、前期及び実務修習に関する補足的講義を主眼としつつ、既に修習した検察実務の理解を深めるための総括的講義及び質疑応答等を行っている。このような後期における講義の性質から、前期修習とは異なり、各教官共通の講義の骨子の作成は行っておらず、講義の具体的内容は基本的には各教官に委ねられている。

なお、第42期までは、後期にも、前期と同様に講演が実施されていたが、第43期以降は、総単位数が1単位減少したことに伴って講演は実施されていない。

#### (2) 起案及び講評

過去10年間において、後期の起案及び講評の回数については、いずれも3回で増減はない。しかし、その実施方法や単位数については若干の変遷がある。すなわち、第40期から第42期までは、自宅起案1回、即日起案2回とされ、単位数は合計12単位(起案・講評各6単位)であったも

のが、第43期から第46期までは、単位数には増減がないものの3回とも即日起案として実施され、第47期以降は、単位数が合計15（起案9単位、講評6単位）に増加し、かつ、3回とも即日起案として実施されている（前述した第47期からの総単位数の増加は、直接的にはこの起案の単位数増加を原因とするものである。）。

このような変遷、特に3回の起案をすべて即日起案として実施するようになったのは、検察修習の最後の仕上げとして、検察官として必要な迅速かつ妥当な事件処理能力を養成するという観点等に基づくものである。

第49期の後期修習では、具体的には次のような起案を実施した（各回とも、即日起案3単位、講評2単位、計5単位である。）。

#### ア 第1回起案

修習記録の内容は、暴力団組員の被疑者2名による、けん銃を使用した対立暴力団事務所に対する襲撃事件（殺人未遂等被疑事件）であり、犯人性及び殺意、共謀の認定等が問題となるものであった。

#### イ 第2回起案

修習記録の内容は、被疑者3名による、見せ金借用名下の詐欺被疑事件（告訴事件）であり、詐欺罪及び横領罪の成否等が問題となるものであった。

#### ウ 第3回起案

修習記録の内容は、被疑者2名による、通行人に対する強盗致傷被疑事件及び詐欺・傷害被疑事件（後者は無銭飲食後に店主に対して暴行を加えて逃走した事案）であり、犯人性及び共謀の認定、罪名の擬律等が問題となるものであった。

### (3) 問題研究

後期の問題研究の回数及び単位数についても、過去10年間に変遷がある。すなわち、第40期から第42期までは、2回実施し、計4単位であったが、第43期から第46期までは、単位数は同じであるが回数は1回になり、第47期以降は、単位数も2単位に減少している。



なお、後期の問題研究においては、講評と別枠で討論の時間をとることとはしておらず、討論と講評を同時に実施している。

第49期の後期修習では、具体的には、殺人事件の捜査経緯に関する設例を使用して、この種事案の捜査に関連する訴訟法上、捜査実務上の諸問題についての問題研究を実施した。

#### (4) 事例研究

後期の事例研究は、第47期から実施されるようになったものであるが、その実施方法は、前期とはやや異なる。まず、第47期については、2回とも、司法修習生が検察実務修習期間中に取り扱った事件を題材として、事実認定及び法律の適用に関する問題点を発表・討論させ、教官が講評を行うという方法で実施した。第48期については、1回目は第47期と同じ方法で実施し、2回目は教官室出題に係る設問を題材として討論・講評を行うという方法で実施した。そして、第49期については、再び、2回とも第47期と同じ方法で実施した。

以上のように、実施方法に若干の変遷（試行錯誤）はあるものの、後期の事例研究は、基本的には、検察実務修習と司法研修所における後期修習とを有機的に結合するという方向で実施されているといえよう。

#### (5) 検察教官室担当セミナー

後期のセミナーについては、一定単位数を受講する義務がない随意科目であること、及び刑事訴訟法セミナーがない点で前期のセミナーとは異なる。

検察教官室が担当する後期のセミナーの実施内容等は、前期ほど顕著ではないものの、次第に充実・高度化される方向にあるといえる。すなわち、第40期から第43期までは、実務家（検事）による「外国における犯罪情勢と刑事司法の動向」、「刑事政策」、「最近における刑事立法の動向」及び「近時の独禁法をめぐる諸問題」（各1単位）と題するセミナーのうち2つを各期において適宜実施していた。それが、第44期以降は、3科目（各1単位）に増加し、主題も、実務に密着した専門的分野に関

するものを中心とするようになり（同期のセミナーの主題は、「近時の独禁法をめぐる諸問題」、「証券取引法」及び「租税事件」であった。）、現在に至っている。

第49期については、具体的には、次の各セミナーを実施した。

なお、単位数及び実施回数はいずれも1単位である。また、かつこ内は受講者数である。

ア 外国人犯罪をめぐる諸問題（49名）

講師 東京地方検察庁公安部検事 山 籙 弥一郎 氏

イ 行政等の諸分野における検事の役割について（47名）

講師 法務省刑事局参事官 本 田 守 弘 氏

ウ 租税事件の立証方法について（63名）

講師 司法研修所教官 木 村 敏 文 氏

なお、前記については、検察教官がセミナーを担当しているが、これは、検察教官室において当該専門分野の講師を賄えたことによるものであり、過去10年間においては、第47期にも同様の例があった。それ以外は、外部の実務家（検事）に講師を依頼している。

### 第3 検察修習の展望

以上概観したように、検察修習は、研修所における前期・後期修習及び検察実務修習のいずれについても質量ともに充実した内容であって、司法修習生に対して、検察実務の実体を体得させて、検察に対する理解を深めさせるとともに、検察官としての必要な実務の基礎的能力を養成するのに大きな成果を上げてきたといえる。しかし、前述のように、司法修習生の数は、平成6年度から約700名に増員され、現在、全国の検察庁で実務修習を行っているところ、平成12年度からはその数は約1,000名に増員されることも予想される。このような状況の変化に対応した、より効果的な検察修習を行うためには、この機会に今一度、検察修習の目的は何かという原点に立ち返って考える必要があるのではないかと思われる。検察修習の目的は、いうまでもなく、

司法修習生に、検察官の職務について正しく理解させることと、適正妥当な事実認定力・法律判断能力のかん養にあることは論を待たない。また、当然のことながら、司法修習生に法曹倫理、すなわち、法曹にふさわしい心構えと品格、社会常識と一般教養等を身につけさせることもその目的であることに異論のないところであろう。そして、その目的実現のために、司法研修所における前期・後期修習及び実務修習の各意義付けを再確認し、それぞれが担うべき役割を正しく認識した上、相互に緊密な関係を保持しつつ司法修習生により効果的な検察修習を行わせることが必要であると考えられる。

### 1 司法研修所における前期修習

前期修習は、実務に関する基本的知識の修得を主眼とするものであるが、検察官の職務や活動については、多くの司法修習生にとって必ずしもなじみのあるものではないため、前期修習において、捜査・公判等における検察官の職務を正しく理解させることが重要な課題となってくる。この点に関しては、従来から、担当教官が、検察講義において、検察講義案を基本的な教材としつつ、適宜自ら取り扱った実例やその体験を交えて捜査・公判における検察官の職務とその重要性について解説をする方法が行われてきた。しかし、今後は、これに加えて、捜査や公判等の刑事手続の中における検察官の職務を演じたビデオ等を補助教材として活用することにより、ややもすれば平板的になりがちな講義を視聴覚的に司法修習生に理解させることも検討すべきであるし、法務・検察各分野で活躍している検事の講演やセミナーの更なる充実も必要であると思われる。

ところで、検察の実務における捜査の重要性はいうまでもなく、検察官の職務を正しく理解させるための一方法として取調修習が効果的であることは論を待たない。しかし、事柄の性質上、司法研修所において取調べ等の捜査の実務を修習させることは事実上不可能であるし、全く捜査経験のない司法修習生に捜査実務に関する説明を通して検察官の役割について解説しても、所詮登の上の水練に等しくおのずから限界がある。したがって、司法研修所における前期修習においては、検察起案、問題研究、事例研究

等を通して、捜査における検察官の役割等に関する基礎的事項を正確に理解させるとともに、実務修習にスムーズに移行できるようその間の橋渡しをすれば足るものとする。また、公判は、捜査とともに検察実務の柱をなすものである。しかし、司法研修所における検察修習では、公判に関しては、担当教官がその講義において、検察調議案等を使用しつつ事例や体験を交えて一般的な解説を行うにとどまっているのが現状である。実務修習での公判修習において公判実務の全般にわたって修習することになっているとはいえ、司法研修所においても、検察官としての立証方針の立て方や冒頭陳述、証人尋問、論告等の要領について、具体的事件に即して、理論的かつ実践的な指導を行うことが望ましく、この観点からのより効果的な公判修習の充実が検討されるべきである。

次に、前期修習における事実認定能力・法律判断能力の養成についてであるが、このうち前者は大学の法学教育では修得し難いものであるだけに、その養成が極めて重要なものとなってくる。この点、近時、ややもすれば質量ともに相当難しい事件記録等を用いて、司法修習生に高度で技術的な事実認定能力や法律判断能力を求める傾向にある嫌いがなくはない。そこで今後は、検察実務上取り扱うことの多い通常の事件に関する簡明な記録等を素材として、主に、真実発見の重要性と基本的な事項について常識的な認定判断ができる能力等を着実に身に付けさせることに努めるべきではないかと考える。また、法律家として必要な倫理の問題についても、殊更意識的に行う必要はなく、講義等の機会に、個々の検察教官が扱った具体的な事件の解説などを通して説明してきたが、今後は、他の教官室における倫理教育との役割分担に配慮しつつ、検察教官で行うことが適当な領域を明確化し、その内容もより体系的なものにするよう工夫する必要がある。

## 2 実務修習庁における検察実務修習

実務修習の目的は、前期修習を基礎として、検察実務の実体を体得させて検察に対する理解を深めさせるとともに、事実認定力を含む実務処理能

力を向上させることなどにある。実務修習庁における捜査・公判修習、とりわけ取調修習を中心とした捜査修習は、検察官の職務を理解させる上で、また、具体的な事件を通しての事実認定能力・法律判断能力を養成する上で、その効果は大きい。そして、直接被疑者等関係者を取り調べることによって、検察官の仕事に取り組む姿勢、心構えを学ばせ、一般市民との接触の在り方を考えさせ、これを通じて社会常識や法曹としての心構え等を培い、法曹倫理を慣用させる上でも資するところは少なくないと思われる。しかし、最近司法修習生の増加に伴って検察庁に配属される司法修習生の人数も増え、相島6原則の制約の下に限られた数の指導係検事が、これまでのように各司法修習生に公平に数多くの事件を配点処理させることは物理的に困難な状態になりつつある。このような現状の下においては、捜査修習の方法について再検討の余地がないではない。例えば、警察送致事件の捜査についていえば、司法修習生に数多くの事件に関与させようとする余り、ややもすれば司法修習生が個々の事件についての適正な事実認定や適切な処理等について深く考えることなく安易な処理に走り、その結果、検察官が重ねて捜査を行うべき理由や、そのあるべき姿について、司法修習生の理解を困難にしている面があることは否めない。そこで、取調修習においては、例えば、起訴・不起訴の判断に迷う事件に関与させたり、一件の事件に複数の司法修習生を関与させて捜査・処理及び法律上の問題点について十分検討させたり、あるいは、個々の事件について、警察官にいかなる補充捜査を指揮すべきであるかを検討させるなどして、補充捜査の指揮に関与させ、また、直接に被疑者や参考人を取り調べるに当たって司法修習生に発問させる場合でも、検察官として取り調べるべき事項を事前に検討させ、法律家である検察官として、供述調書作成の要否や録取すべき内容・程度を十分把握させるなどして、検察官の捜査について、司法修習生に正しい理解を得させるとともに、事実認定力や法律判断力の向上を図る必要がある。その意味で、今後は、これまで以上に量よりも質を重視した捜査修習が必要ではないかと思われる。

なお、短期間に、より充実した捜査実務修習を行わせるためには、何よりも個々の司法修習生に一定限度の責任を持たせることも必要であると思われるので、将来的には、法制度として、司法修習生に一定の範囲内で取調べの権限を認めることも検討に値するものとする。次に、公判修習に関していえば、実務修習における公判修習の期間は、部制庁を採っている検察庁においては、おおむね修習期間の3分の1をあて、個々の公判立会検察官が司法修習生を個別に指導する方法で行われており充実したものであると評価する。しかし、公判修習は、ともすれば受け身になりがちであることから、より積極的に司法修習生が検察官の公判活動に関与できるよう検察官による証人テストの同席や、あらかじめ証人尋問事項書を起案させ、それに基づいて検事が証人尋問を行うといった工夫、あるいは司法修習生が自ら捜査に関与した事件の公判に引き続き関与できるように配慮したり、無罪事件や量刑不当と思料される事件の控訴要否の検討会に列席させることによって、公判活動における検察官の職務を理解させることになるし、また、事実認定や法律の適用が争点となっている修習に格好の事件については、その実務修習庁の司法修習生全体の教材として、解説したり、論告要旨を検討させるなどの工夫も必要である。しかし、前述の捜査修習と同様に限られた期間内に、より充実した公判修習をさせるためには、司法修習生が公判廷において、起訴状や自ら起案した冒頭陳述書、論告等の朗読権限を認めることも今後検討されてよいのではないかと考える。

### 3 司法研修所における後期修習

後期修習は、修習の総仕上げと全般的な調整の時期と位置づけられており、ここでは、いわゆる法曹一元の理念の下に、司法修習生の将来の進路の如何を問わず、基本的には、その全期間にわたって全員に同じカリキュラムによる修習を義務づけてきている。しかし、前期修習及び実務修習を経て、後期修習に入るころには、ほとんどすべての司法修習生が、既に自己の将来の進路を定めているというのが現状で、司法修習生考試合格のためとの意識を有する者が少なからずいることは否めないし、また、各科目

ともに短期間に司法修習生に多くのことを教え込もうとする余り、司法修習生も消化不良気味であることは否めない。したがって、後期修習は実務への橋渡しのための調整期間として捉え、前期修習及び実務修習で培った事実認定力及びその応用力の仕上げと調整並びに法曹倫理の確立を目指した修習を行わせるべきであると考え。そのためには、検察起案もさることながら、実務修習庁で個々の司法修習生が取り扱った事件を題材としたディスカッション方式の事例研究に主眼を置いた修習を行わせるのも一方法であると考えられる。

なお、現在、自由研究日とされている二回試験終了から修習終了式までの期間を適宜利用し、法曹倫理の確立に資する講義等及びより実務的な講義、研究等に活用することも検討に値すると考える。